

令和3年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年12月8日（水曜日）

---

○議事日程（第4号）

令和3年12月8日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第74号 尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正  
について
- 日程第 3 議案第75号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の  
議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 一般質問

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小川 公明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西川 守哉 議員
5番 村田 幸隆 議員	6番 三鬼 和昭 議員
7番 内山 左和子 議員	8番 中村 レイ 議員
9番 中里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤 千速 君
副 市 長	下村 新吾 君
会計管理者兼会計課長	平山 始 君
政策調整課長	三鬼 望 君
政策調整課参事	西村 美克 君
総務課長	竹平 專作 君
財政課長	岩本 功 君

防 災 危 機 管 理 課 長	尾 上 廣 宣 君
税 務 課 長	仲 浩 紀 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	宇 利 崇 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
環 境 課 長	吉 沢 道 夫 君
商 工 観 光 課 長	森 本 眞 明 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 調 整 監	丸 茂 亮 太 君
建 設 課 長	内 山 眞 杉 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	佐 野 憲 司 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 浜 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	森 下 陽 之 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	三 鬼 基 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	植 前 健 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 地 敬 史 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	高 芝 豊
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

〔開議 午前 10 時 00 分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第 4 号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において、7 番、内山左和子議員、8 番、中村レイ議員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 74 号「尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」及び日程第 3、議案第 75 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）の議決について」の計 2 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 2 議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第 74 号「尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」及び議案第 75 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）の議決について」の 2 議案について説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 74 号「尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」につきましては、税負担の公平性の観点から、均等割を納付する義務がある同一生計配偶者または扶養親族及び同一生計配偶者または扶養親族を 2 人以上有する者に対する個人均等割の税額の軽減に伴う関係条文を削除し、税額の軽減を廃止するものであります。

次に、議案書の 3 ページを御覧ください。

議案第 75 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）の議決について」説明いたします。

お手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第12号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,598万5,000円を追加し、これにより予算総額を108億9,586万円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1億381万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯への支援として、ゼロ歳から18歳までの子供に対し1人当たり5万円を支給するための子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億円及び子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金381万1,000円の追加であります。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金は、11月末までのふるさと応援寄附申請額等を勘案し、ふるさと応援寄附金を1億2,000万円増額するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として1,217万4,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出であります。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、ふるさと納税の増額見込みに伴う返礼品等に係る経費として、ふるさと納税指定代理納付手数料923万4,000円、ふるさと納税関連業務委託料5,280万円ほか事務費を含め、合計6,497万4,000円を増額するものであります。

3目財産管理費は、ふるさと応援寄附金の増額見込額のうち、経費への充当分を除く6,720万円をふるさと応援基金へ積み立てるものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費1億381万1,000円の増額は、子育て世帯への支援として、ゼロ歳から18歳までの子供1人当たり5万円を支給するための経費として、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）1億円の追加ほか、システム改修費等の事務費を計上するものであります。

以上をもちまして、議案第74号「尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」及び議案第75号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」の2議案の説明とさせていただきます。よろしく御審

議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

それでは、次に、日程第4、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、5番、村田幸隆議員。

〔5番（村田幸隆議員）登壇〕

5番（村田幸隆議員） おはようございます。

先ほど議長さんから、一般質問までに休憩を挟みますかとお気遣いをいただきまして、誠にありがたくお受けをしようかなと思ったんですけども、間が空くよりもすぐにやったほうがいだろうということでお断りを申し上げました。

実に、年寄りが質問するということになる、いろんところで皆さんに気を遣っていただいて、大変ありがたいなと思っておるところでございますけれども、市長も私と同年でありまして、同年の年寄り、市長は年寄りじゃないでしょうけれども、少々高齢の2人が今から一般質問で議論するわけでありましてけれども、果たしてどうなることやら分かりませんが、とにかくにも進めさせていただきたいと思っております。

最初に、冒頭に市長に申し上げておきたいと思うんですけども、私はあなたの発言時間を制限しませんので、十分に発言していただくようによろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

前回質問のSEAモデルについて、再度具体的にお聞きをいたします。

S E Aモデル構想につきましては、市民の中では様々な意見があります。これら意見の中には当然、賛成、反対の意見があり、それぞれの言い分がありますが、特に疑問とされるところは、スポーツによる集客交流の推進と親子3世代が憩う公園整備構想であります。

目的は、東紀州5市町の既存のスポーツ施設との連携を図ることにより相乗効果を求め、スポーツ振興を通じた集客交流人口増大、地域活性化と市民の健康増進であるとされております。

私は、この構想については、議会で説明を受けた上、基本計画策定費を3月議会で認めており、市は粛々と進めていくべきと考えますが、なぜ浸水域であるということを知りながら、これらスポーツ振興ゾーン構想を進めるのかということについては、これまで様々な理由があり、そして検討した結果で、私は今までの執行部の説明で理解をしておるところであります。

しかしながら、一般市民の中には、絶対反対という意見が根強く残っておることも事実であります。市民の中には様々な解釈があり、それによって意見も違ってきておりますけれども、施設の設置や構想については、でき得る限り賛成していただけるような説明が必要であります。今後2回、都市計画化について公聴会が開かれると聞いておりますけれども、都市計画化に向けてかじを切っておるということは、S E Aモデルを推進していくということでもあります。

であるがゆえに私は、前回もS E Aモデルについて一般質問をいたしましたけれども、再度、浸水域での市営野球場の必要性について、明快な説明、答弁を求めたいと思います。

私の今からの質問内容といたしましては、まず1番目に浸水域での野球場の必要性、2番目に築山の位置づけについて、3番目に揚油栈橋の釣り栈橋化への協議状況について、4番目には中部電力の協定書に基づく取組についてでありますので、2回目以降はこれらについて質問をさせていただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、村田議員の御質問にお答えさせていただきます。

中部電力尾鷲三田火力発電所跡地におけるスポーツによる集客交流の推進と親子3世代が憩う公園整備構想についてであります。

まず、おわせS E Aモデル構想の出発点となるものは、平成30年5月に中部

電力と締結した2者協定であります。内容といたしましては、中部電力の所有する尾鷲三田火力発電所用地の有効活用について、本市と中部電力が相互に協力し、共存共栄の理念に基づき地域の活性化に努めるとしたものであり、協力事項は、前回の定例会でも村田議員がおっしゃったとおりでございます。中身は、エネルギーの地産地消、そして有効活用、文化、観光、産業、商業の振興、市民サービスの向上及び地域社会の活性化、この四つでございます。

そして、協力事項を円滑かつ効果的に推進するために設立したものが、尾鷲商工会議所とオブザーバーに県と三重大学を加えたおわせSEAモデル協議会であり、何よりも、全てのエリアが津波浸水域を前提とした取組ではあれ、これを理由に事業を推進しないということではありません。この広大な面積を活用し、尾鷲に活力をつける、私は最大のチャンスだと思っております。

協議会における具体的な取組といたしましては、平成31年3月にグランドデザインを策定しており、その際には、本市として、市民の皆様からの御意見・御提案を反映させるために市民アンケートを実施しており、本市が担当するプロジェクトSでは、スポーツ、アクティビティー、宿泊、公園、観光、教育、国等の施策誘致に関し、様々な御意見・御提案をいただきました。

そして、グランドデザインにもありますとおり、運動施設公園につきましては、当初、検討・実施主体を「中部電力グループ・尾鷲市」とし、既存施設の継続的開放に加え、キッズパーク、散歩コースなど、子供からお年寄りまでのんびりくつろげる市民の憩いの場の創出を目指し、検討を始めたものでございます。

その後、広域ごみ処理施設整備に係る建設予定地の検討が進む中で、代替球場場所についても検討を進め、可能な限り市内各所を検討しましたが、発電所跡地しか規模的にも適地がございませんでした。このことから、おわせSEAモデル協議会においても、ゾーニングを含め検討を進め、集客交流人口を高めるために、当初から具体的検討を進めておりました発電所跡地を第1候補とすることについて、協議会メンバーにも御了解いただきました。

その上で、昨年11月10日に開催いただきました行政常任委員会において、東紀州地域の各市町とそこにある既存施設との連携を図り、相乗効果によるスポーツ振興を通じた集客交流人口の増大と地域活性化につなげることを目的とし、野球場、多目的スポーツ芝生広場等から成るスポーツ振興ゾーンと、平時は憩いの場として、そして有事の際は一時避難場所として活用できる築山について説明させていただいた次第でございます。

その後、さらなる検討を進め、広域ごみ処理施設整備のスケジュールを前提とした上で、広域5市町の負担軽減を図るためには、社会資本整備総合交付金の活用が必要不可欠であり、前提条件として都市計画決定を行う必要があることから、本年3月31日に開催いただきました臨時会において、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料の予算を計上させていただき、御承認をいただいたものであります。

そして、本年度、基本計画等の策定を進める中で、発電所跡地における具体的な面積、配置計画、事業内容等、明らかになってきましたので、本年10月22日に開催いただきました行政常任委員会において議員の皆様にご説明させていただくとともに、市民の皆様への説明と御理解をいただくために、先月1日から11日まで市内14会場において市民懇談会を開催させていただきました。

また、都市公園整備に当たりましては、多くの皆様に御参加いただけるよう、今月21日火曜日の午後7時からと26日日曜日の午前10時から公聴会を開催させていただきます。

市民の皆様の中には、議員のおっしゃるとおり、津波浸水域への野球場整備などに反対される方もおられますが、私といたしましては、過去からの経緯も理解していただきつつ、集客交流人口を高めるため、そして、それは少子高齢化、過疎化が進展する尾鷲市を何としても元気にしたいとの強い思いでありますので、様々な機会を通じ説明し、御理解をしていただくよう努力してまいり所存でございますので、皆様の御協力を強くお願い申し上げる次第でございます。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） 今、野球場の必要性についてお答えをいただいたわけでありませけれども、それ以上の説明というのはいないですね。それ以外には、そこに決めた要因というのはいりませぬ。

ですから、それはそれで私は結構だと思っておりますけれども、やっぱりこの中で市民の皆さん方がやっぱり不安に思っておる、絶対反対の方もいらっしやる中で、意図が正確に伝わっていないところもあるんですね。ですから、そういう意味では説明不足ではないかなと思っております。

市長の懇談会でやられました。今回、今月の終わり頃にはいわゆる公聴会、これは都市計画化に向けての公聴会でありますけれども、その前段としてはやっぱり、ここに施設を持ってくるんだという前段でそれをやるわけですから、その辺



のところもきちっと、もっともっとかみ砕いてというのか、かみ砕きようがない  
んでしょうけれども、市の実情をもう少し理解していただくような努力をしてい  
ただけないかなと若干思いますので、その辺のところをよろしく願いたい  
と思います。

次の築山の位置づけについてお尋ねをしたいと思うんですけども、これは野  
球場に付随して野球場を利用している人、あるいは、いわゆる多目的広場で遊ん  
でみえる方、憩いの場として利用される方が、さあ地震、津波というときに、も  
し万が一逃げ遅れた場合に、緊急避難場所としての位置づけですね、これまでの  
説明のように。しかし、私はこれまでも、こういうことを言うと市民の方からお  
叱りを受けるときもあろうかと思うんですけども、これまで中部電力の中で、  
公園、ありましたね。あの中で、保育園の運動会とかいろんな催しが行われたわ  
けですね。あのときも浸水域には変わらないんですから、それをやってきたと。

その中で、避難場所がない中でそうやってやっていたのに、本当に危険だった  
んだなと思うんですけども、今度はそのために築山も、逃げ遅れた方に対して  
の措置として、一つの役割の一翼を担って、平常時は市民の憩いの場としてやっ  
ていくということでございますけれども、先般、何かの議論のときにありました  
けれども、築山は基本的に盛土施工ですね。そうすると、さきにもありましたけ  
ど、地震、津波で大丈夫なのかというところ、これは専門家にいろいろ説明を受  
けたり、土質の分解、それから分析とかいうこともやっていかなくはなりません  
けれども、液状化とか崩壊、様々において心配をされる方、いる。

いま一度、今は聞いて大体分かっておるんですけども、築山の位置づけにつ  
いてもう少し詳しく説明をしていただけないでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 築山はまず、平時は要するに市民の憩いの場所、市外から訪れ  
るお客様方が絶景の尾鷲の山と海を見ながら楽しんでいただく場所ということ  
を位置づけております。

災害時においてはどうなのかということについては、要は津波が来たときにど  
うなのかという、これ、築山についてのあれはあくまでも緊急一時避難場所でご  
ざいます。基本的には、話は長くなりますけど、尾鷲としては「逃げるが勝ち！」  
だという、そういう避難路とか避難経路とか、そういったものをきちんと計画し  
てやっていかなきゃならないと。

特に築山につきましては、まず、おわせSEAモデル協議会として、盛土式津

波避難施設がある、まず静岡県袋井市への視察を行ってまいりました。形状といたしましては、袋井市の命山、命の山等を参考にしながら、円錐台を現在のところ想定しております。

それに対します地震とか津波対策の件については、もっと詳しくは建設課長のほうから説明させていただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） それでは、築山について説明させていただきます。

築山の盛土の検討に当たりましては、設定した盛土高に対して安定勾配を確保するとともに、津波による洗掘が起こらないような滑らかな傾斜として、また、のり面の保護についても、張り芝や蛇籠などの対策を取ることも必要であると考えております。

築山の施工方法につきましては、今現在、県のほうから提供されております河川のしゅんせつを利用して盛土施工を行う計画でございますが、河川のしゅんせつ土の土質につきましては、砂利、石などが多く、粘度がある土を混ぜることにより、粘性率を向上させる必要があると考えております。

また、先進事例にもありますように、セメント固化剤による土質の改良により、壊れにくい盛土を施工する検討も必要であると考えております。さらに、雨などが表面から地中に入り込み内部から崩れないようにするため、滑らかな安定勾配の傾斜を盛土に行い、さらに各層において内部の水を外に出すようなシートを敷き詰めていくことも必要であると思っております。

いずれにいたしましても、今後、実施する予定でございます詳細設計において、ボーリングデータの解析、液状化の検討、津波シミュレーションなどを含め、先進事例や、国土交通省から出されております「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料」などを参考にして設計を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） ありがとうございます。

今、建設課長からるる説明を受けました。そのように、万全を期してやっていくということでもありますから、これはそういう意味では大丈夫なのかとは思いますが、くれぐれも型どおりの検査あるいは調査だけではなくって、地震なんていうのはどういう被害がもたらされるか分からん、我々が想定している液状

化だとか、そういうものだけではないですよ。

ですから、どんな影響があるか分からないということで、先ほど市長も言われておりましたけれども、逃げ遅れた方の命を守るための一時的に避難をする場所でもありますから、究極の目的はね。ですから、その辺のところを十分踏まえて、万全に万全を期してこの設計にかかっていたと、そして設計者に注文をつけていくということをやらないと、これ、安易ではないんでしょうけれども、通常のやり方でいくとなかなか難しいですよ。

私も、今市長が言われたように静岡県、これ、議員の同志と視察に、随分と前に行ってきたんですよ。こんなものかといって話をしてきたんですけども、津波とか地震が来てこれで本当にもつのかいな、素人考えながらそういう感覚を持ったことを覚えておりますので、ぜひ念には念を入れて、万全を期してやっていただくということを強く求めておきたいと思っております。

そこで、築山の位置づけについては市長から説明がありましたけれども、築山を維持していくためには、今申し上げたように、地震、津波については想定外の被害というのが、影響が出てきますから、それで、それぞれ研究しながら維持管理をしていかななくてはならないと思うんですね。その対策というのは講じられておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃるように、要するに我々あの場所で、SEAモデル構想の中で、集客人口の交流ということを中心に申し上げておりますんですけども、お越しになった、利用される方には、絶対に安全確保、これが第一優先、最優先でございます。そういったこともございまして、そういう取組を行うに当たって、既に私も、尾鷲市としての防災・危機管理アドバイザーである、東京大学の大学院の特任教授である片田先生といろいろなコンタクトを取らせていただいて、御相談をさせていただいているところでございます。

今回も、尾鷲市の標語にもありますように、「津波は、逃げるが勝ち！」なんだと。いかにして高台へ逃げるか、また、逃がすための方策はどうするのか、利用者の皆様の安全安心を確保するためには、片田先生には、事業推進と並行しながら、避難ルートも含めて安全確保策の検討を進めていく中でアドバイスをお願いしているということで、先生にもいろんなお知恵を拝借しながら進めていきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5 番（村田幸隆議員） 片田先生、これ、大変優秀な先生でありますから、この辺のところは逐一相談をして、維持管理というものに努めていただきたいな。

今、市長の中にもありましたけれども、いざというときに逃げ遅れた場合の一時避難場所であるということは位置づけはされたんですけども、そうすると、地震が起こった、津波が来る前に避難をしなければいけませんよね。そこで遊んでいる人とかスポーツをやっている方が全員避難をする、恐らくあの位置だと桂山辺りまで、国道辺りまで逃げるんでしょうけれども、ここで大事になってくるのは避難経路ですね。

避難経路を、市内を見ると、これは避難道路ですよというような矢印がよく書いてあるんですけども、そのぐらいでは私はちょっと駄目なのかなと。たくさんの方が来て、もしそこで避難をする、道路を通っていく道順にそれなりの整備をしなければいけないんじゃないかなと私は思っております。

そういう点についてはどうお考えですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 当然、発電所跡地の全体を見ながら、この前も避難訓練の中で、10分で逃げられるというのはどこまで逃げられるかということも含めて、そういう訓練も、当然のことながらやっていかなきゃならない。当然、一番最初はやはり、ここは津波浸水域なんだけれども、こういう津波が起きたときに、議員がおっしゃっていますようにそういう経路を表示するようなものは絶対必要です、要するに場内には。

その中で、有事の際に高台へ逃げるルートというのはきちんと確保しなきゃならないと思っております。一応、現地視察を行って、現在の発電所跡地の南門、それとあと、さらに南下した跨線橋の前に出る、そういうルートがあるとまず考えているんですけども、ただ本当にこの二つでいいのかどうかということも検証しながら、今後もさらなる検討を進めていきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5 番（村田幸隆議員） 以前に質問で濱中議員が言われておりましたけれども、避難ルート、そこら辺のところは、いろいろな考えを持っておられる方もいらっしゃいますので、その辺の意見を十分お聞きになってやられることを望みますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最終的に位置づけとしては、多目的公園等の公園機能としての位置づけ、それと、避難所というのはあくまでも緊急一時避難場所ということですね。それです

ね。それで確認しておきたいと思います。

次に、前回の質問で私、揚油棧橋、こんなものは必要ないですよということを言ったかと思うんですね。これに入っていきたいと思いますが、揚油棧橋の釣り棧橋化については、形が全然見えてこない。ですから、今現在、協議は進んでおるのか、協議内容の実情を詳しくお答えいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 揚油棧橋の釣り棧橋化につきましては、せんだって、2日前に南議員の御質問でもお答えさせていただいたわけでございますけれども、私といたしましては、市民アンケートにおいて、市民の皆様からの釣り棧橋としての活用を望む声があるという事実と、また、私自身も、尾鷲市においてやはり釣り文化というものは非常に重要な集客要素であると考えておりますので、親子3世代が楽しめるような、そういう新たな釣り場として、その実現に向け、中部電力と粘り強く交渉してきたものであります。

しかしながら、先般中部電力から、私にとっては一方的だと思っているんですけれども、安全性や事業性の確保ができない、また棧橋基礎くい機能維持が困難な状況であり、これ以上の協議延長による多額の費用負担はできないとの理由から、揚油棧橋の釣り棧橋化の提案を取り下げ、そして、基礎くい撤去工事に向け、早々に関係者等への説明を進めていく旨の文書が届きました。

私としましては、実現に向け粘り強く交渉してまいりましたので、今回の中部電力の決定に対し、いまだ議論は尽くされていないとそういう旨を伝え、申入れに対する私の考えを再度伝えた次第でございます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） 分かりました。

中部電力が、今、市長は一方的だと思うんだがと言われましたけれども、これ、聞く限りは全く一方的ですね。昨日、南議員の質問でも答えておられましたけれども、非常に甚だ遺憾だなと私は思っておりますけれども、今、市長に釣り棧橋について、アンケートにおいても要望が多いし、それから、尾鷲は釣り文化だと、これが重要だからということで必要性を訴えておられた。それで粘り強く交渉しているということですが、議論は尽くされていないということなんですね。

今後はどうしていくのかということ踏まえながらお話を聞いていきたいと思うんですけれども、ですから、そういう状況の中で市長は、揚油棧橋の釣り棧橋

化をまだ望んでおりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 実は要するに中部電力が撤退したときに、いろんな撤退するに当たって、今後SEAモデル構想をこういうふうにやりますよというような話で、市民の皆様方へいろんな御意見もいただきました。

当時、当時というのは2年ぐらい前、私としましては、230メートルの煙突、これが要するに尾鷲市としてのランドマークだったんですね、テレビにも映り、天気予報とかを見ると必ずあそこが映ると。結果的にランドマークがなくなってしまったんですね。やはり物を、きちんとしたそういう集客場所を造るためには、ぜひランドマークというのは必要なんですよね。尾鷲としてはこういうランドマークがあるよということ、それが私は、揚油栈橋、これを釣り栈橋化するという思いが、そういう気持ちが非常に強かったと。

それと同時に、もし揚油栈橋を撤去した場合に、いろんな話が伝わってきます。まず、基礎くい撤去工事による海水の汚染など、水産業への影響を強く懸念しておりました。そういったので、強く釣り栈橋化実現を望んでいたことは事実でございます。

先ほど申し上げましたとおり、中部電力の決定に対して、私は、まだ議論は尽くされていない旨を伝え、申入れに対する私の考えを伝えた次第でございますので、今後もやはりきちんとその辺のところは中電と議論していかなきゃならないと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） ここからが今回の質問では重要な点になると思うんですけども、議論は尽くされていないということは、まだ栈橋化を望んでおるといことなんですね。私は、こんなような状況の中で、いいかげん結論を出したらどうか、残すのか残さないかということ、私は今回の質問で市長から答弁をいただきましたかっただけです。

しかし、議論は尽くされていないというような形で答弁いただきましたから、まだ残すという気持ちが多いのかなと勝手に判断しますが、既に中電は、今もありませんけれども、撤去ということで漁業関係者にいろいろ話をしておるんですね、これはいろんなところで仄聞します。尾鷲市の水産業者の大きなところにも、何回となく中電の本社から話しに行っているということも聞いています。ですから、尾鷲市がどうあろうが、市長がどう言おうが、どういう思いを持とう

が、中電はどんどんどんどん進んできておるということは、これは事実関係としてあるわけなんですよ。この一方的な中電の姿勢について、市長はどう思われますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この件につきましては、中電から正直言って一方的というか、私にとっては問答無用でした。こういう手紙を頂いたと。漁業関係者に話を進めているということは漏れ聞いております。ただ、実質的には、私は、話を進めていることについては存じていないというところでございます。

特に、私はこの件については、まさしく撤退を前提とした中電としての方針、動きであり、全く納得はしていないと、そういう思いがあります。しかし、今回の場合、今先ほど申しました議員の質問の中で、要するに、彼らの条件と我々の条件が大分食い違っているんですね。イコールなところはあるんですけども、大きな観点として私が一番心配するのは、これも南議員のところでも申し上げましたけれども、1キロ近くあるため、その1キロ先で釣りをやっている人たちが、もし万一の災害が発生したときにこれの安全対策をきちんと講じてくださいということが、彼らはノーなんですよね。できませんと、やるんだったら尾鷲市で勝手にやってくれというような話なんです。だから、現状としては話し合う場はあるんですけど、話し合う余地が、要するに平行線になっているということは事実なんです。

でも、しかし、そのために私はせんだって、この話を一方的に手紙を頂きましたので、それに対する、要するに反対のこと、それはどういうことなのかと申しますと、要は、もしこれが要するに社会的な影響、海水を汚したり、漁業の問題がどうなるとか、私は断固として反対するという話で今、要するに、本来のあれよりもこういうふうな形で、問題がそちらのほうに転換しているというのは事実でございます。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） 揚油棧橋をなくすのか置いておくのかということでせめぎ合っているわけですけども、それがちょっと変わってきているんですね、中身が。解体をして取り払うのに、そこで漁業関係とか海に影響が出たら断固許さないということにすり替わっている、問題が。

本来はこれを残すのか残さないかですから、残さないといったときに、これはあんたら、影響が出たら断固として私どもは抵抗しますよということは、これは

これでええと思いますけれども、今の段階で、撤去するときに汚したらどうだよということはどうなのかな、ちょっと早いんじゃないかなと思います。

中電の豹変、当初から見ると本当に豹変ですよ、私が聞く限り。しかし、私は、市長の話を聞いたり、いろんところで話、灰聞いたしますけれども、それは一方的に私が聞く話なんですよね。私は、よく昔から聞いて、自分もそうしなきゃいかんなどと思っているのは、一方を聞いて沙汰するなということなんですよ。ですから、一方的に聞いて、それで勝手に判断してぱぱっといっても、後で自分が、本当にへまをするようなことになってしまうから、相手方の言い分も聞かなきゃいけないなど思っている。

そこで、私は、前回も言いましたけれども、議会も加わって議論をしようじゃないかと、南委員長も言っていましたよね。しかし、これを、入っていこうと思うと、実態が、実際に話合いがどういう形になっておるのか、中身は具体的にどうなのかということ把握しないと、私どもも中へ入っていけない。これは実際に入っていけるか入っていけないか分かりませんが、入っていけないんですよ。

ですから、私はここでちょっとおかしなことを言うかもしれんけれども、もうやめたらどうですか、釣り栈橋。釣り栈橋をやめるんじゃなくて、揚油栈橋をもう問題にしないと、その代わりにSEAモデルに揚油栈橋ということは入っているけど、俺らは変えると、変更すると、計画を。護岸にせり出して、岸壁をちょっとせり出し造って、ステージのようなものを造って、そこに釣り岸壁というものを造ろうじゃないかと、それで中電、協力できないかというような、そういう折衝の仕方もあるのではないかなと。浅はかかもしれませんが、そういう方向性もあるんじゃないかと。

そういう方向性に変えても、SEAモデルの全体の形態というものは変わりませんから、そういったお考えはないんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 揚油栈橋を釣り栈橋化するという事について、議員のほうもお感じになって、私もそう思っている、非常に交渉が難航していることは事実でございます。要するにお互いの条件がかみ合わないというところで、大きな点でかみ合わない。しかし、そうこう言っていられないわけなんです。

ただ、しかし、私が一番大事にするのは、先ほども申しましたように、尾鷲市にとって、要するに自慢できるものというのは何ですかということなの。要する



に僕は釣り文化だと思っているの。これは昔から言っているんですよ。釣り文化であるから、釣り文化をもっともっとやっばりきちんとPRできるような場が必要なんです。だから、議員がおっしゃったようなことについては、構想として持っておりましたので、例えばそれに代わる、これが困難であれば代替地として、やはり釣り文化の実現に向けての釣り場、こういったものについてできないかという、中部電力のほうには打診はしました。

しましたけれども、まず彼らが言うのは、アイデアだけは出しますと。この辺では三つか四つも出ていましたよ、アイデアだけで。これは、私たちは事業参画はいたしませんと。事業参画はしないというのは、協力はしないということです。出せて言われたから、要するにアイデアだけ出して、あとは尾鷲市さんでどうぞなんです。これじゃ、話にならないでしょう。

でも、しかし、私は、揚油栈橋がもしこれが実現ができなかった場合には、何といってもやっぱり釣り文化というのは、結局あの場所できちんとやっていきたい。そのための代替案として、議員がおっしゃった、そういう構想は常に持っております。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） そういう構想を持っておるんなら、ここであれでしょう、揚油栈橋、もう諦めたらどうですか、変更したらどうですか。私は今変更しても、そんなに計画的には狂っていかないんじゃないかなと思います。

確かにおっしゃるように市長が、釣り文化というものは尾鷲市で一番大事なんだと言われることはよく理解できます。できますけれども、釣り文化もそうありますけれども、尾鷲市に特徴をつくるためにSEAモデルをやるんでしょう。そうでしょう。それになお付加価値をつけるために、釣り文化というものをぶつけていくんでしょう。ですから、大本はSEAモデルなんです。その中で、いかに漁業関係の事業を利用していくかということが、私はSEAモデルの取組だと思っているんです。ですから、そういう形で考えていただいて、ぜひ釣り岸壁というものを真剣に御検討いただきたい。

ということは、今申し上げましたけれども、検討していただきたいというより、検討してくださいよ。もう諦めましょうよ、向こう。そんな、今聞く限りでは一方的にですよ、上意下達じゃないけれども高飛車な態度で一方的に、これはもうやりませんよ、撤退しますよというようなことを出されて、何でそこまで交渉せなあかんのですか。こんなもの、結論を出したらええやないですか。そういう結

論に至った経過とか結果を市民に、市長、話してくださいよ。議会にも話してくださいよ。

私は、これはもう企業との話合いですから、一から十までは公表できないと思いますけれども、でき得る限り話していただきたいんですよ。交渉というのは、人に言いながら交渉するんじゃないで、ないしょでやることもありますから、それはそれとして分かりますけれども、もうこの際、尾鷲市民みんなにぶちまけましょうよ。ぶちまけて、実態はこうなんだと、そういう態度でいきましょうよ。その態度でいく限りは、前に念押しとして私どもも中部電力に、中部電力の本当の考えは、進め方はどうなんだということを確かめた上での話ですけどね。

やっぱりこの辺で腹をくくってもらわないと、いつまでもごちゃごちゃごちゃごちゃ言って、この問題でもっと市長がエキサイトして、しゃかりきになって言うてくるのかなと思ったら、さすが大人ですね。おとなしく言われて、落ち着いておるのかどうか知らんけど。もっと市長、怒りなさいよ。怒りましょうよ。その怒りをぶつけましょうよ、議会の場で。議員というのは市民の代表ですから、市民に怒りをぶつけましょうよ。実態はこうなんだと、その上に立って、私はどうしてもSEAモデルはやっていきたいんだという姿勢を示して理解をしてもらいましょうよ。今のままでは、理解してもらっても本当に中途半端になってしまう。

ですから、市長、どうぞ怒ってください。前回の議会でもいろいろ議論はありましたけど、負の遺産になるのではないかというような話もありましたけれども、これは何としても、負の遺産にしたり、次世代に負担をかけるということは絶対にしてはなりません。

だから、そういうことも考えて、揚油栈橋を断念しましょう。別の形で釣り栈橋というものを造っていったらどうですか。ここを決断していただきたいんですけども、どうでしょう、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） いろいろ激励のお言葉なのか、かなり叱咤されているのかというような話なんですけど、私は激励の言葉で受け止めているんですけどもね。

実を言いますと、これもやっぱり交渉戦略というんですかね。正直言って、揚油栈橋について釣り栈橋化するというのは、先ほど申しましたように、お互いの条件が全然、合っているところはいいんだけど、一番肝腎なものが抜けているんですよ。我々の要求に対して中部電力はノーやと、これは絶対必要なんだと。それは何なのかということは、私は、それを解決しない限り、尾鷲市としては負の

遺産が残ると。負の遺産を残すということは、私は市長になって絶対やらないと。これが私の信条です。ですから、そういうものの中で、要するに考えているわけでありませう。

ただ、一つの交渉事、今までの3年間4年間の中部電力の撤退とかなんとかというのを見てきまして、要するにはっきり言って、いろんな彼らにとっての課題はたくさんあったわけなんです。たくさんあったけれども、最初の平成29年に、尾鷲市にとって非常にすばらしい、夢みたいな話をきちんとやりましようよと、そこからなんですよね。

それが撤退し、230メートルのあれも残してほしい云々どうのこうの、あれが結局、要するに地震が起きたら潰れるから犠牲者が出る、何やかんやと、彼らが課題が多くてどうしても早くやりたいことを、やるということは撤退したということですよ。それを何とか言うと、これも駄目あれも駄目、だからだからだからなんですよ。

だからというか、それをあれしておったら、彼らは、要するに重荷がどんどんどんどん軽くなるんですよ。その中でSEAモデルのこと、そういう重荷が軽くなったときに、SEAモデルのところへもっと協力しながらやってみましようということについては、非常に私としては交渉は難しい。重荷があったからこそ、これを取り除くためにどうしたらいいのかということを考えながら、やっぱりそういう交渉のやり方もあるわけなんです。

だから、私は正直言って、今回の条件が合わないとか、いろんな形の中で、駄目、これも駄目あれも駄目、こんな単純にこういう交渉のように進めてしまっちは、先ほど申しましたように、結果的には中部電力が撤退しました、広大な土地が残されました、そういうことになって、結果、本市には何も残らないと、私はそれを一番危惧しているんです。だから食い止めるために、やはり当初の基本、要するに彼らとの協定書というのを私は大事にしながら、そこで彼らとやっていると。

だから、先ほど申しましたように、揚油棧橋についてもそうなんです。けれども、基本的にそういう条件が難しければ、どっちかといったら、それに対するやっぱり代替案というのも考えておかなきゃならないと。それは何なのかといったら釣り文化なんです。これは、やっぱりどうしても尾鷲市である以上、こういうところに、こういうSEAモデル構想の中には絶対入れておかなきゃならないという思いです。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） よく分かります、市長の言うことは。やっと市長らしくなっていましたね。そのぐらいの熱意でがんっと答えてくださいよ。

今の市長を聞きながら、一番ここは大本に入っていきます。中部電力と協定書に基づく取組について、これでお伺いしたいと思えますけれども、今、市長が言われたように、当初は本当にばら色の構想というか、そういうものをどんどんどんどん尾鷲市に投げかけてきましたよね。これは本当に、何回も言えますけれども、電力会社で撤退したところを日本で一番先にその地域に貢献する、その地域が生き残っていけるような、そういう施策をモデルケースとして中部電力は尾鷲市につくりたいんです、こんな大きなことを言うてやってきた。ところが、今言うようにどんどんどんどん、ああでもないこうでもないということで変わってきたんですね、解体が進むにつれて。

今、議論をしておるわけでありましてけれども、私は、やっぱり協定書が全てであると思うんですよ、前回も申し上げましたけれども。協定書に基づいて、中電は何ら行動を起こしていないじゃないですか。それ以上の尾鷲市は無理を言っているのか、あるいは中電が全くやる気がないのかということなんでしょうね。ちょっと口が悪いですがけれども、そういうことしかない。

ですから、私は、先ほど言わせていただいたように、一方を聞いて沙汰するなということで、ここは慎重にかかればいけないなと思ったんですけれども、私は、尾鷲市の人間で議員でありますから、尾鷲市役所の味方ですよ。どこまでいっても味方ですよ。ですから、中電と戦えと言うんなら、どんなことでもやりますよ。しかし、そこに入る前に、やっぱり協定書というものがあるものですから、いわゆる紳士協定ですよ。あれでしょう、協定書というのは法的根拠というのはあるんですか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 法的根拠というのは非常に難しいと思いますね。ですけれども、私は、やはり当初の、先ほど議員も具体的に説明していただきましたけれども、要するに中部電力との信義誠実、この原則にのっとるぐらい、相互の信頼関係の上に全て成り立っていると思うんですよ。これが原則なんですよ。だから、協定を締結した意味は非常に重いと。法的根拠云々ということは非常に難しいんですけれども、要するに協定を締結した意味は非常に重いと考えております。

ですから、基本的に最終的に私が申し上げるのは、協定書に基づくいろんな施策をどうやって展開していくのかと、これに尽きるんです、はっきり申し上げまして。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） 市長の言うことは一々もつともで、私も理解しておりますけれども、あれだけの大企業、世界中の中電と言われるような大企業が協定書を生半可で結んで、ええかげんな構図で取り組んでおるとは到底考えられないんですね。しかし、それをほごにするような今までの態度というのは、これは何か原因があるのかなと私なりに、ない頭でそう思うんですけれども、それは何かということはずっと考えてきた。

やっぱり交渉で、尾鷲市がどこどこで条件を出してこうしてくださいよということについて、向こうはその半分しかのめません、いやいや、それはあかんよ、100%のんでくださいよということで乖離があって、これはもう尾鷲市といつまで話しても無駄だと、市長が中電といつまで話しても無駄だと思うように、中電もそう思ったんじゃないかなと思うんです。

そこで、私はまたまたちょっと言いにくいことを言いますけれども、市長が、SEAモデルの完成に向けてかかる費用は幾らだと腹積もりしていますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 現在明らかになっているのは、総事業費の中でスポーツ振興ゾーンの中で16億5,000万、さらにほかの部分はどうしていくのかということになれば、まだ試算はしておりません。しておりませんが、結構な額になるんじゃないかなとは思っております。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5番（村田幸隆議員） これ市長、額が出ていないということですから、私はない頭でざくっと計算すると、今考えているのをやると十六、七億と言いましたから、恐らく交渉だったら30億ぐらいいっているのかな。よく交渉して下がってきても、25億ぐらいの線でいっているのかなと。

ここを本当にはっきり、ぶっちゃけた話をしてほしいんですよ。尾鷲市は、言葉が悪いから気を悪くせんと聞いてくださいよ、25億出せと、中電は、いやいや13億しか出せませんとか、かなり乖離がありますよね、例えば。そういうところで、中電はこれ以上は交渉しても無駄だからということになっているんじゃないかなと思うんですよ。もしそういう、だったら、試算を早くしなきゃなり

ませんよね。じゃないと、やみくもに、おい50億出せよ100億出せよって、これは幾らでも欲しいですけども、言ったって、向こうもいろいろな理由をつけなきゃなりませんから、ましてやあの大きな会社で、いわゆる会社の組織の中で動かなきゃなりませんから、言っただけの金を出すというようなことはできません。ですから、今までこういう形で来ておるんですから。

理由をつけて、これこれこうかかるんだから最低これだけ出せよと、あんたのところも尾鷲に迷惑はかけておるんだろう、尾鷲もよかったけどあんたのところも50年間ええ目をしておるやないかと、ここはひとつ腹を割っていこうやないかということで、もちろん市長なら交渉されておると思うんですけども、その額はやっぱり言えませんか。言ったら私どもも動きやすいんですけども、無理ですか。無理なものは特に求めておきません。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） その前に、今回の総事業費、スポーツ振興ゾーンで約十六、七億ということについては、当然のことながら、築山の一部とかあるいは野球場、これについては5市町で一応負担するとか、あるいは、さっき言いましたように社会資本整備総合交付金、これをやって今都市計画をやっておるとかということで、実質上尾鷲市が負担しなきゃならないというのは、その4分の1かそれぐらいの話で私は考えているわけなんですけれども。

そういった中で、ただ、正直言って本音は、要するにお金だけでどうのこうのという気持ちは全然ないんですね。本心は、やはりSEAモデル構想をどうやって実現するか、そのためにも一緒に協力しながら、中電さん、一緒にやってやってくださいよというような、これが本音なんですよね。けれども、最終的には、要するにいろんな条件を出された中で、金銭的な交渉というものがあることは事実です。ただ、この場でやっぱりこれぐらいと言うことは、僕は、そういうことをすると、どうしてもやっぱり数字の独り歩きで、これ市長、言うたやないか、これだけ持ってこいとかどうのという、それは非常に難しいと。

しかし、ただ、やはりいろんな事業費が今後かかってくる中で、スポーツ振興ゾーンを除いてどういうあれにするのかということも今後、徹底的に詰めていかなきゃならないんですけども、その辺の事業費というのが現在どれぐらいにしたらいいかというところを、まだ進んでいないというのが事実でございますので、それは追ってまたいろいろ御相談はさせていただきたいなと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 村田議員。

5 番（村田幸隆議員） 時間もなくなってきましたので、ちょっとはしょっていききたいと思いますが、今まで言ってきたいわゆる中電との協定書、あるいは築山の件、それから運動場の件、これらについていろいろ進めてきておるわけでありまして、この際、市長、また聞きづらいことを言うかもしれんけれども、やっぱり議会で今まで進めてきたこと、交渉も含めて、暴露してくださいよ、ぶっちゃけて。そして、暴露してもらって、それで議会の場でさらけ出して市民の方にも分かっていたと、その上でSEAモデルを全市民で作り上げていくんだというような形が私は最もいいと思うんですけれども。

常々市長は、全市民的にSEAモデルはやっていくんですと、私どもだけじゃなく市民にも賛同いただいて、みんな全市民的に取り組んでいかなければならないというようなことを聞いたことがあるんですけれども、そうであるならば、今の現状と、置かれた尾鷲市の立場と、中部電力の立場ということをつまびらかにして、そして全部に知ってもらおうと。市民の人にも知ってもらおう、議会にも知ってもらおう。全部で取り組みましょうよ。これ、一大イベントなんですよ。これに命をかけようかと市長は言っているんですから、そこまでいくんなら、全市民を巻き込んでやりましょうよ。

そのためには、やっぱり反対意見もありますよ、反対の意見もあります。そういった方には十分な説明をして、納得をしていただけるかどうか分かりませんが、そういう行動をより起こさなければいけませんけれども。やっぱり全市民的にね。反対の方は、どういう理由があっても反対という方は、これは致し方ないけれども、賛成の方が大半であるならば、賛成の方と一丸となって、尾鷲市の一大イベントをつくり上げようじゃないですか。それをやってくださいよ、あと3年半で。私は特にこのことを申し上げておきたいと思います。

それから、これは総括というか、最終的に言わせていただきたいんですけれども、やっぱり、今金額を言うとそれが先走りして行って、独り歩きしておかしくなってしまうから、全くそのとおりです。そのとおりでありますけれども、やっぱり何をやるにしても、条件とかいろんなことを言っても、これは下世話で大変申し訳ないんですけれども私流の言い方で言います、最終的には費用ですよ、お金ですよ。費用をどれだけ出してくれるかによって、中電は何もしてくれなくても尾鷲市で全部やれますよ、予算さえあれば。とどのつまりが予算なんです。

だから、せめぎ合いも条件もあるでしょうけれども、どうしても引くに引けない条件というものもあります。ありますけれども、やはり予算ですよ。そのの

ところをもっと攻めていただきたい。我々はその後押しを、少なくとも私は後押しをしたいんです。したいんですけれども、全容をつかんでいなかったら後押しできないでしょう。このことだけはやっぱり強く申し上げておきたいと思います。

まだインフラ整備も決まっていらないでしょう。土地の所有権の問題も決まっていらないでしょう。こういう中で、ぐじぐじぐじぐじやっておってもしようがないですから、もっと本当に市長、ここはひとつふんどしを締め直して、どーんと体当たりしましょうよ。

終わります。

議長（三鬼和昭議員） 先ほど市長の発言の中で、南議員の一般質問が2日前と表現されておりますので、昨日と改めます。

ここで休憩をいたします。再開は11時20分からといたします。

〔休憩 午前11時08分〕

〔再開 午前11時19分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、4番、西川守哉議員。

4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 皆さん、こんにちは。

本題に入る前に、大先輩の村田議員の後で、多少緊張しますが、一つちょっとお聞きしたいんですが、議長。

つき山なんですか、ちく山なんですか。議長。

議長（三鬼和昭議員） つき山ですね。

4番（西川守哉議員） 分かりました。

議長（三鬼和昭議員） 昨日もちょっと1点、後ほど注意しましたので、よろしくお願ひします。

4番（西川守哉議員） 今回の一般質問ですが、財政難の今の尾鷲にとって、非常に重大な案件と考えていますので、いかに多くの市民の皆さん一人一人に訴えられるか、頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に基づき、一般質問します。

まず初めに、2市3町で行われようとしている広域ごみ処理問題に、過去の行政常任委員会の議事録を平成28年から読み直した上で、疑問点と、焼却炉候補地における問題をお聞きします。



広域ごみ処理関係は、一部事務組合という、市会議員であっても答えられないという変なルールを承知の上でお聞きしますので、返答できる範囲でお願いします。

予定地も五転六転しています。その都度、前奥田議員に質問されていますが、その質問に対しても、市長、中電跡地云々と呼んでいて、理解不能な精神論で返答されていて、読んでいても前議員の奥田議員、野田議員、楠議員の質問に対しても、市民が納得できるような返答はされていません。このことについて、市長の返答をお示しくください。

決定は事務組合としても、尾鷲に造るのであれば、土木技術関係のことなら、議員として何ら問題はないと思うので、お尋ねします。

次に、中電跡地の国市浜公園の問題点ですが、土木管理の関係、問題点と、津波に対する市民の安全性をお聞かせください。

3点目として、市長一押しのランドマーク、釣り桟橋構想を夕刊で断念したのを表明されていたので、その関連だけお聞きしたいと考えておりますが、さきの議員さんと重複するところは、ラストですので、よろしくお願いします。

また、私は選挙の折に述べた、今まで得てきた知識を尾鷲のために生かしたい、を実行する上でも、土木、建築、造園に関わる件に対しても、市長及び関係課長の答弁を求めます。

また、60分の持ち時間ですので、答弁は簡潔明瞭でお願いします。というのは、前回の一般質問で、2人の先輩議員の方が時間オーバーをしました。小さなことですが、私は見習いたくはありません。

市長の答弁中であっても、議長に終了発言させていただきます。

私も時間制限はしませんが、簡潔にお願いします。市長。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、西川議員の御質問にお答えします。

壇上からは1点ということで、後は壇下でということで理解しております。

広域ごみ処理施設整備に係る建設予定地決定までの経緯につきましては、昨日の南議員の一般質問でお答えさせていただいたとおりであります。中部電力跡地から市営野球場まで、様々な経緯で準備会で議論し、変更となったものであります。

このことにつきましては、市民の皆様の代表である議員の皆様にも、節目節目に説明しており、その中で様々な御議論がありました。最終的には、尾鷲市営野球場を建設予定地として、具体的に5市町で、協議、検討するために、一部事務組合を設立する議決をいただいております。

そういったことから、これまでの一連の事務については、特段問題はないと考えております。

壇上からは以上、御回答申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 前回に続いて、2市3町による広域ごみ処理問題から始めさせていただきます。

この問題は、私が議員になる相当前からの問題であるため、取りあえず、平成28年からの行政常任委員会等の議事録を読み返してみました。

特に気になったのが平成29年12月27日の業務報告で、市長の述べられていた市民説明会の会話の中で、前副市長が、手順が違うからそれはパブリックコメントとは言えないと指摘されていますよね。

実際まだ市民説明会もされていない中、環境施設組合と執行部だけが先走り、市民の声を聞こうともしないで、自分たちの都合のよいように話を進めていますか。

そんなことをしているから、今回市民団体を設立されたのではないのでしょうか。

折橋墓地移転の際は、私は一市民でしたが、私に話を説明に来たのは、市長が1回だけでした。それも突然に。それまで職員は1人も来ていませんでした。そのようなやり方で、市民が納得するのでしょうか。

市長、見解を教示してください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 市民に対する説明不足、あるいは情報不足というような御意見でありますけれども、私のほうとしましては、これまで、矢浜自治会、あるいは矢浜公害対策協議会、向井自治会、市営野球場周辺の関係者のほか、市内13か所の地域で市民懇談会を開催するなど、概要をきちんと説明しており、昨年12月には市ホームページで基本構想等の概要を掲載し、御意見を求めた次第でございます。

ただ、議員のおっしゃるとおり、今年度から検討を開始しておりますこの施設

整備基本計画、そして生活環境影響調査、これについては、とても重要な内容でありますので、市民の皆様には、特に本市が建設予定地であるということから、具体的な説明を行わなければならないと考えております。

そのため、パブリックコメント等のほかにも、施設整備基本計画等の市民説明会も必要であると考えており、来年の4月末には施設整備基本計画の素案、この素案がまとまることから、5月から6月にかけて施設整備基本計画に対する説明と御意見を頂戴しながら、住民説明会を尾鷲市内で開催したいと、もうこのように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 今現在は、市営野球場跡地で話が進んでいるようですが、あの土地の75%が中電用地であり、尾鷲市が2,000万円で買い取るとの組合の委員からの話を聞いたのですが、それは本当ですか。

それに、あの土地では、SEAモデルのサーマルリサイクルには無理があると思うのですが、もしサーマルリサイクルを諦めるのならば、現在のごみ処理場に小さな小規模なごみ処理場を、もちろん尾鷲に見合った人口減少を考えた上で建設してみてもはどうでしょうか。

その間、ごみは紀北町にでも依頼して、現在のごみ処理場の維持管理費とごみ処理費を比較した上で。どうですか、環境課長、答弁をお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 議員の御質問にお答えします。

2,000万円で購入云々の話は、今回東紀州環境施設組合のほうで、予算の中で、問題がなければ、中部電力の土地、野球場を購入する方向で予算づけをしておりますので、その案件やと思います。

それから、結局のところ、この問題は、そもそもの話は、いろんな老朽化とかそういう問題がありましたので、5市町で、どないしても経済的にも、環境面でも、広域でのごみ処理施設整備が喫緊の課題でございましたので、そういった形で話を推し進めております。

本市におきましても、単独、それから、広域での試算等も試算しまして、あるいは全面持ち出し等も検討した結果、もう既に従前から検証した結果、広域での整備が必要だということ、一部事務組合を議決するような形でお願いをして、本年4月に、広域で整備する一部事務組合を検討しているところでありますので、今単独でということとは考えられないと理解しております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） それでは、次、土木関係の観点から、お聞きします。

あくまでも市営野球場にごみ処理建設となっても、いろいろな問題が発生すると思いますが、あの地形を見ると、テールアルメ工法で盛土をしています。

地元の年配者に聞いたあの土地は、昔田んぼだったそうですね。

くい打ち作業は相当深くに打ち込まないと支持力は得られません。

しかし、テールアルメ工法には、ストリップバーが相当数設置されています。

その盛土箇所に、支持くいの施工は可能だと思われませんか。それとも、施工の盛土のテールアルメ工法を下げた場所だけで、3ヘクタールが必要とされている焼却炉が実際に建設可能なのでしょうか。環境課長、答弁を。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 市営野球場の真砂方面になりますテールアルメ工法で構築した擁壁につきましては、建設予定地として検討した段階で、現地確認を行うとともに、市営野球場建設時の図面等においても確認をしております。

実際施工できる云々につきましては、議員のおっしゃるとおり、敷地内にリブつきストリップという部材も相当程度埋設していることも確認をしております。

これについては、現在、一部事務組合「東紀州環境施設組合」にて、測量・地質調査を業務委託で行っておりまして、その成果を参考に施設の配置等を検討し、具体的な施設基本計画を策定していく中でお示しできることとなると、組合のほうには確認をしております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） その組合のほうで、もし場所の決定となって、もしくい打ちの、環境課長、くい打ちは見たことあるでしょうが、私は、浄化槽をくい抜いたところを見たことがあるんですよ。相当ひどいものでした。

テールアルメのストリップバーがもし破断されたときに、どういう処置しますか、環境課長。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 技術的なもの、案件に関しては、西川議員さんのほうが御存じだと思います。

それで、一般的に考えてテールアルメの支持棒、スリットを触ると、それは支

持力が落ちて擁壁部が崩壊とかという形になるうかと。ただ、それも踏まえて、今、測量調査をして、どういった形で問題なく建設できるかというのを、まさに今、測量と地質調査を実施して、話していくこととなりますので。自分のほう、生半尺で、具体的な話を今ちょっと申し上げることができかねますので、御理解のほうお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 当然、山側も切り取らなアカンですよ、そうすると。のり面の切り取り施工についてもそうですが、上の県道を見ても分かるのですが、切り取り施工をする場所の土質は粘性土に花崗岩の大きな転石混じりの土質ということは、簡単に切り取り施工できる場所ではありません。

地表面の転石は静的破砕剤を使うとしても、山側には相当な重力擁壁が今度は必要となってきますよね。

それで、G Lの下も同じような土地ならば、普段のほうではなく、パーカッションが必要になり、くい工事だけでかなりの高額な工事になると考えられるのですが、土工事だけの予算は幾らぐらいを見越しているのでしょうか。それともまた、やってみてから、得意の増額でいくのでしょうか。環境課長。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 先ほどの擁壁との答えが同じになってしまうんですけども、現在一部事務組合「東紀州環境施設組合」にて、測量・地質調査を業務委託で行っており、その成果を参考に施設整備基本計画にて施設の配置を検討、具体的な支出金計画のほうをお示ししていくこととなろうかと思えます。

具体的な話については、今、業務としては一部事務組合の業務になっておりますので、自分がここで、誤解を招くような発言のほうは差し控えさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 10月22日の市長答弁では、懇談会の前に市民説明会を行うと発言して、11月12日の広域では、5月から7月に市民を対象とした説明会を、と発言していますね。

市長のよく言われる、だから、説明会はやらなきゃならない云々の精神論は要りませんから、この前人が集まりにくい時間帯に行った懇談会と違い、堂々と公聴会を21、26日に、市民の人たちに納得してもらえる説明をやると断言していただきたいのですが。くれぐれも精神論はいいので、現実の説明をお願いします。

す。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） お答えしたいと思います。

先ほどの西川議員の御質問の内容については、説明会を懇談会の前に行うという発言をしたかしていないかということにつきましては、本年の10月22日の行政常任委員会の私の発言のことでありとっております。

そういった中で、私は、いわゆる広域ごみ処理施設基本計画に関する説明会を実施する時期はまだ決まっていない旨の発言と、これまでの広域ごみ処理事業の経緯のほか、市政の課題事項につきましては、11月に市政懇談会を行う旨のことを発言したと、私自身は記憶しております。

しかしながら、この懇談会の前に市民説明会を行うという発言はしていないと思っておりますが、そういう誤解を与える表現であったとすれば申し訳なく思っております。

また、実際に、どの時点で市民説明会を行うとのことでありますけれども、やはり来年4月末には施設整備基本計画の素案が大体決定する予定になっております。まとまる予定にしております。5月から6月にかけて、この素案を元にししながら、施設整備基本計画に対する説明と御意見を頂戴して、市民説明会を開催したいと、このように考えております。

詳細な事項が固まりましたら、また、御案内をさせていただきたいと。

また、市民説明会だけではなく、当然市民の皆様にご理解を得るためには、12月中に開設予定の、この東紀州環境施設組合の公式ホームページでは、組合議会や策定委員会での議論の状況や、あるいは測量・地質調査などの事業進捗状況等の情報について、適切に開示していきますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長は、11月14日の地方紙で、ボーリングや地質調査は順調に進んでいると述べられていましたが、結果は結果として、不可能だった場合、私がさっき述べたような可能性も含めて考えておいて、高額になり過ぎませんか。なり過ぎてできなかった場合の調査費も、今度は市民の皆さんの血税から出されるんですからね。じゃ、もし今の野球場候補地が駄目になった場合、技術的に、次の七件目の候補地を探すのでしょうか。どうでしょうか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この前の11月14日の地方紙でボーリング云々等について、一応事務局のほうからは、一応順調に進んでおります、今現在のところ問題はなかりょうという報告を受けての発言でございます。

現在、一部事務組合の東紀州環境施設組合において、測量実施調査、これ業務委託でやっているということを申し上げましたけれども、その結果については、今度新しく開設いたします、この組合の公式ホームページで掲載していく予定でございます。

また、施設整備が不可能ではないかとの御指摘につきましては、施設の配置計画を立てるために測量地質を行っており、施設整備基本計画を策定して、具体的な報告を行う予定です。

また、この調査費用が無駄になるんじゃないかと、そういう御意見に対しましても、そのようなことがないように一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） ここで少しちょっと質問の方向を変えていきます。

理論上では800度C以上で24時間の連続運転を続けると、ダイオキシンの発生は抑えられると言われてはいますが、関連5市町でも人口は減り続けています。当然ごみの量も減ってくるわけですから、前回の私の一般質問で、市長が、災害ごみも見越していると発言されておりましたよね。市長も近く南海トラフ地震が来ると考えているようですね。

後の質問に関連することなので、忘れないでください。

連続運転は可能ですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 当然ダイオキシンを制御するためには、議員のおっしゃるようには、ダイオキシンの発生防止、あるいは修繕費用の抑制から、24時間連続運転が望ましいと思っております。

私もそのつもりで、やはり環境保全ということを考えれば、当然これは実行していかなきゃならないと。

現在策定中の施設基本計画、これにつきましては、当然議員がおっしゃるようには、連続運転を基本的な考え方として検討を進めておりますが、連続運転云々といった具体的かつ専門的な案件については、これからの検討事項であります。

現時点では処理方式や配置計画等の素案として、まだ決まっておりませんので、

今、見解を述べることは誤解を与えるおそれがありますので、差し控えさせていただきます。

また、何度も申し上げているとおり、この施設については、環境面に配慮して、法令基準、これを遵守することはもちろん、当然守っていかなきゃならない。さらに厳しい自主基準値も設定しながら、健康被害が生じることのないように、施設整備計画を検討しております。

環境面での御心配しておられます市民の皆様がたくさんいらっしゃるというお話は聞いておりますので、十分その辺のところ、私も認識しております。

施設整備基本計画や生活環境の影響調査においても、安全性等についての具体的な検討を行い、市民の皆様に説明して、安心してもらえるような施設にしていきたいと、こういうつもりでおりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 一番聞きたかったところなんですけどね。

執行部の方も、いろいろな補助金制度を活用して、安く造りたいと努力されているのは重々承知していますが、令和2年10月30日の行政常任委員会で、各市町での負担金の話合いの中で、市長は、一応理解してもらっている、副市長は、議会を通すので必ずとは言えない等の会話が出てきます。

ここまで候補地すら五転六転し、市民説明会すら行っていない中で、市民運動も始まっています。

私が懸念するのは、このようなリーダーシップも執れない尾鷲市に愛想を尽かして、1抜け2抜けの市町が出始めれば、広域もへったくれもなく、元の木阿弥で、調査に無駄な税金を使っただけになりますね、市長、どうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 昨年の10月30日の行政常任委員会での私の答弁は、一部事務組合関係の他市町の費用負担について、他市町の議会、住民の理解を得られているのかといった趣旨の質疑でありましたので、それはそれぞれの市町の首長がそれぞれの市町の議会や住民の皆様には説明を行い、理解を得ていただく、こういうことを含めて、一応首長間では御理解いただいているということをお答え申し上げた、そういう記憶がございます。

確かに、今回の施設整備に当たっては、環境面等御心配している市民の皆様もおりますが、市営野球場を建設予定地として広域で一部事務組合を設立すること



については、市民の代表である議会での議決をいただいて進めている、こういう事業でございます。

また、何度も繰り返しになりますが、本市が建設場所であり、安全安心な施設整備を行うことが大前提でありますので、今後も市民の皆様への情報提供、説明を密に行い、御理解を得られるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでもう一つ、事業の中止になると無駄な税金を使うんじゃないかというよな、それはもう、こういう事業の中止とか、無駄な税金とならないように、もうこれは一生懸命取り組んで、そうならないように努力しながら進めていくというのは、これははっきりと私は、ここでは、申し上げられることはそれだけでございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） ぜひ、税金は大事に使ってください。

市長、がむしゃらに事を進めず、今一度立ち止まって、お考えをまとめていただきたい。

尾鷲の人口減少を考えて、少しの借金なら、こちんまりとした焼却炉を苦情の出ていない今の場所にするのはどうでしょうか。

これは私の持論ですけど、もう私たちは、次問題になる30年後には必ずごみ処理がまた問題になりますね。そのときは私たちも、皆いないんですから。どうですか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） このことについては、私、意見があるわけなんですけどね。

要は、このごみ処理の広域で行おうといったことはもう、平成24年から来年で10年過ぎているんです。これでやっているんですよ。

だから今、今の尾鷲市の清掃工場の実態を含めた場合には、私はもうがむしゃらにやっていかなあかんと思っているんですよ。

その中で、そういう話の中で、事は深刻な状況に來ているという、もう事実があるわけなんです。

したがいまして、この一部事務組合設立前のパブリックコメント等、市民の皆さんの中で、そういった環境の心配をしている方もきちんと私は把握しております。

でも、何度も繰り返しになりますが、やはり清掃工場というのは、ごみ

をきちんと収集し、それをきちんと焼却する、こういう安全安心な施設整備は絶対必達であり、議員のおっしゃるようなことは当然あってはならない。これを肝に銘じながらやっていかなきゃならない。市長としての責務は、市民の生活を守ることが最重要であって、いつも深く肝に銘じていきながら、覚悟を持って事業を進めていきたい、このように思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 議長、私は、ごみ処理場に反対しているわけではありません。

ダイオキシンの発生して、健康被害を生じる建設場所に反対しているだけです。ここを勘違いしないでいただきたい。

この問題は、今後、さらにシリーズ化させていただきます。

取りあえず、答弁はもういいです。

次の問題に入らせていただきます。

次に、中電跡地の都市公園区域の活用について質問します。

まず初めに、令和5年度から6年度から野球場、築山整備から着手で、令和7年度、8年度、9年度に多目的スポーツ広場、芝生広場、キッズパークと並行して、駐車場、園路、構内道路等整備と資料にあります。幾ら案でも順番が少しおかしくありませんか。

野球場ができて駐車場がない。

そもそも、この土地を購入するのか借りるのかさえも明記されていない。

一体この計画は誰が立てたんですか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） それでは、都市公園整備の順番について、お答えさせていただきます。

本都市公園整備事業につきましては、まず、野球場に着手し、併せて築山の建設に令和5年度から6年度にかけて計画しております。

その後、令和7年度から9年度に、多目的スポーツ芝生広場、キッズパークの建設と並行して、駐車場、園路、構内道路整備としておりますが、全ての施設建設完了後に、アスファルト舗装などの附帯施設の施工を完了して現場を終えるという工程を検討しております。

また、来園される方々の駐車場につきましては、計画されている駐車場スペースにロープを張るなどして、完成するまでの間は、簡易的に砕石などによる路盤精製などの整備を行い、使用してもらうことを想定しております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） それだったら誤解されないように明記しておいてください。

野球場ですが、副市長によると、現在の野球場の外野フェンスのクッションはないと。それで、次造るところは当然クッションを設けるんですよね。

それで、ナイター設備はない。

公式戦で使えるような規格だと言うけど、尾鷲1か所だけではリーグは行えません。となると、熊野市の野球大会に球場だけを提供し、関係者は熊野市に宿泊して、尾鷲でお金は使ってもらえない。

それに、副市長がそれほど野球に熱心なら、尾鷲出身で阪神の2軍で活躍している湯浅君の垂れ幕ぐらい作って、尾鷲市民として応援してあげるのはどうなんでしょうか。副市長。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 野球場に必要な設備につきましては、選手・競技者の育成という点において、正規の規格、大きさであるとともに、フェンスなど安全対策が講じられることが重要であると考えております。

現在も、市営野球場が少年野球と尾鷲市の野球連盟が使用しております。

県大会等になると、県大会等の順番としましては年に一、二度、尾鷲で大会が行われるということでございます。

また、数年前から実施しております、熊野市が主催しております高校野球のベースボールフェスタにつきましては、熊野市には選手たちが宿泊するというところで、保護者の方が、熊野市地内にはもう宿泊施設がないということで、当市にも宿泊いただいております。その中には、保護者間の申し送りがあるのでしょうか、輪内地区の民宿にも宿泊されるというようなこともあります。

過去においても、大学野球部の春合宿等もありましたので、野球場ができれば、そういったものも検討していきたいと思っております。

また、湯浅選手の応援につきましては、来シーズンには1軍へ昇格されて活躍されると思いますので、応援団の方とも協議しながら、応援の方法を考えていきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） ぜひやってあげてください。

次、築山についてですが、盛土の定義で、透水性がなく、有機物を含まない良質を、と規定されていますが、本当に河原の栗石で造るんですか。締固めできま

せんよね。

業者には厳しい規制を定めているのに、自分たちにそれを適用しないというのはどうなのでしょう、建設課長。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 築山につきましては、先ほど村田議員さんのほうの質問もございましたとおり、説明させていただいたとおり、栗石、砂利というふうな部材が、土砂が多くなっております。

ただ、議員さんが今言われたとおり、粘性土というふうな土も締固めに必要となってきますので、そういうふうな土砂も考えつつ、今後、検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） じゃ、今後、私たちも土木で埋め戻しやるときは、RCとか、M-40とかそういうのを無視して、栗石仕入れてもいいということですよ。そうなりませんか。

次に、セメント、さっき、村田議員のときにセメントを混ぜると言われていましたが、セメント混ぜるとなると立派な構造物ですよ。構造計算や配筋等は考慮されているのでしょうか、建設課長。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 議員さん言われます、築山の構造計算、配筋の考慮について御説明させていただきます。

築山につきましては、土砂による建設がされるために、土構造物として考えております。

津波の波力に対しての先進事例では、セメント硬化剤で土質の改良を行うという報告資料もございます。

今後、実施する予定であります詳細設計では、ボーリングのデータの解析、液状化の検討、地盤の安定の検討、津波シミュレーションなど含めて、先進事例や、国土交通省から出されております、「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料」などを参考にして、設計や安定計算を行う予定でありますので、その結果により工法を選定していきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 建設課長、僕、もう一つ尋ねていますよね。

じゃ、これから僕ら土木やったときに、もう勝手に栗石使っていいんですかと

いう質問はどうか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 埋め戻しに使う、締固めにはやはり締固めをする基準というのがございますので、それは三重県の共通仕様書にうたわれております、そのような基準に基づいた形での締固めが必要になってくると思います。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） 共通仕様書に書かれておいて、尾鷲ではそれは自分たちでは無視ですかということをお聞きしておるんですよ。

おかしいじゃないですか、その時点で。共通仕様書に書かれておるのであれば、築山も共通仕様書にしたがって造るべきじゃないんですか。建設課長。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 議員さん言われたこともごもつともな点もございます。

ただ、砂利、石、砂というふうな部分も利用していく必要がございますので、そういうふうなことを締め固める必要な、セメント硬化剤というふうな工法もあると聞いておりますので、そこら辺も検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） 今後、まねさせていただきます。

栗石だと地震で、全部コンクリートを使う、混ぜるのであれば、土壌改良剤を混ぜるのであればいいですけど、そうすると地中ぐいが必要になり、液状化で浮き上がり、ありますよね。

避難者が段差により、今度は、逆に登ることができなくなるのではという懸念もあるんですが、建設課長、どうですか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 液状化によります築山の段差により避難ができないかについて、御説明させていただきます。

液状化につきましては、今後予定しております詳細設計にて調査、検討を行っていき、避難施設である以上、津波などの災害時においても利用できる必要がございます。

それらを念頭に置きまして、築山の全周囲の段差の発生を軽減できるような検討も含めて、今後、工法の検討も行っていきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） それはそこまでにしておきます。

良質土栗石、どちらにしても圧密沈下は必ず発生します。

市長はいまだに津波のことを高潮と勘違いされていますよね。

10メートルの高潮なら標高14メートルの築山で大丈夫でしょうが、10メートルの津波ならブロックで襲ってくるので、標高14メートルの上の、24メートルを襲うこととなりますが。

また、以前、津波が3メートルかもしれないと、ポジティブなことを述べられていましたが、首長たるものは常に最悪のことを頭に置いておいてほしいものです。何しろ自然が相手なのですから。

津波から逃げるのに、築山に逃げて、築山を超える津波が押し寄せた場合、地獄絵図になりませんか。

それが市の造った避難施設であれば、石巻の大川小学校のような訴訟問題のようにはなりませんか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長、少々お待ちください。

時報のために、中断します。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの西川議員の御質問については、非常に重要な話であると思っております。

私は決してこういう、議員御指摘のような、最悪のことを頭に置いて、常に最悪の事態を考えながら、どう対応していくのか、犠牲者を1人も出さないという、そういう信条でやっているつもりであります。

特に、御質問についての、本当に標高14メートルの築山で大丈夫なのかということにつきましては、築山の盛土の高さについては、理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波高が尾鷲港の海岸線において標高11メートルであると予想されております。そういった中、計画予定地に10メートルの盛土を計画することで、天端の高さが実質上は14メートルになると。3メートルの余裕の高さがあることになるわけなんですけれども。おっしゃるようなことについては、全てもうこれは海岸線での数値であります。

したがいまして、施工する場所における津波高ではないために、来年度、きちんとこの設計において、津波予測のシミュレーション、こういったものの解析を行う予定です。その結果で築山の高さ等もいろいろ検討していきたいと、この

ように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） そういうことを聞いておるんじゃないんですよ。

高けりゃいいというものでもなく。市長、高潮と津波は違うということを言っておるんですが、そこ分かってください。お願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 高潮についても、実際問題、伊勢湾台風のときに十分経験しておりますし、津波の場合については、東日本大震災、これをテレビでずっと見ていながら大変な状況であると。だから、議員がおっしゃるように、高さがそれ以上の津波高が来るという認識の下で、高潮と津波の違いというのは、ただ、これだけの高さの高潮だ、これだけの高さの津波だといっても、津波の場合には、先ほど申しましたようなことで考えていかなきゃならない。そのための津波対策に対するシミュレーションというのをきちんとやっていながら、そういうことに対して対応していきたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 次は、全ての施設に使用されている芝生のことについてですが、発案者に一言申し上げたい。

あなた、芝生を安易に考えていませんか。

紀北町の芝生の管理担当者ともよく懇意に話をするのですが、それと、あと私も少々知識がありますもので、問題点を指摘させていただきます。

野球場、キッズパーク、築山、特にサッカー場を書かれた多目的スポーツ広場、芝生広場、全て異なる種の芝生を植えなければなりません。サッカー場におけるなら、オーバーシードは必須です。

この財政難の尾鷲に、この面積の芝生を管理できる専門業者を雇うんですか、それとも市の職員で管理をやっていくんですか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 天然芝の管理について、御説明させていただきます。

野球場の外野や公園の天然芝の施工を計画しておりますが、それぞれ用途に合った芝の種類を選定する必要があるが、議員さんが言われるとおり、必要であると考えております。

芝の種類では維持管理にかかる経費も変わってきますので、芝の計画におけるイニシャルコスト、ランニングコストを十分に考慮し、実施設計に反映させたい

と考えております。

また、その上で、芝の管理につきましても、専門的な知識や経験がないと枯れてしまうおそれもあることから、今後こういうようなことも含めて総合的に判断していきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） だから、芝生をなめておると言うんですよ。

これだけの面積の芝生の管理費。ここで何がありますかと問うのも酷なので言いますが、水やり、刈り込み、肥料代、目土代、エアレーション、除草剤、最低でもこれだけの作業がありますが、年間幾らぐらいの管理金額が要ると考えられていますか。

計算もできないので雑草芝にするなんていうことは言わないでください。建設課長。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） ここから私が、説明をさせていただきます。

芝生の管理につきましては、議員御指摘のように、様々な作業があると認識しております。

その中で、その管理につきましては、現在市営野球場を含む施設の管理状況は把握しておりますが、今後スポーツ振興ゾーンで想定される管理内容、どのような形でどの程度まで管理するのかということも、非常に大事になってくると思いますので、そういうところを踏まえながら検討を進めている段階ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 本当は建設課長に聞いたかったんですけどね。

あと、多目的スポーツ広場、芝生広場、サッカー場を兼ねたドッグランと記載されています。

ドッグランでも大型犬、小型犬、別にフェンスで分けなければいけません。また、逃走防止に二重ドアにしなければなりません。

これ、一度設置してしまうと、次サッカーするときの撤去にかなりの時間と経費が必要になると思いませんか。ちょっと安易に考え過ぎていませんか。建設課長。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 説明させていただきます。



多目的スポーツ広場の内容ですが、説明会でも申させていただきましたように、野球場で試合がある際のサブグラウンド、また、マルシェやドッグランなどの野外イベント等、様々に多目的に使えることを想定させていただいております。

その中で、議員御指摘のドッグランも、市民の意見の中から拾い上げさせていただきましたが、活用方法の一つとして検討はしておる段階でございます。

ですので、議員御指摘のように、使うに当たっているんなことが今後分かってきたときも含めて、今後検討を進める際の参考とさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） ドッグランと一言と言っても、僕も犬を飼っているからドッグランは熊野まで行っています。僕のところの犬は、今2代目ですけど、先代目が、物すごくほかの犬とけんかする犬でした。

じゃ、尾鷲でドッグラン造りました。また、そのけんか坊みみたいな犬がおったら、ほかの人は順番待ちですか。時間制にするとかそういうのもまだきちんと練っておいてほしいんですけどね。

これ、僕、建設課長に聞いたかったんですけど、あれだと思います。

市長。市長は、私は何にでも反対すると思われているでしょうが、野球場はともかく、キッズパークや多目的スポーツ芝生広場、大賛成です。

よく市民の子育て中の方に要望を耳にします。市民の安全性を考えた上で、場所が悪いと申し上げているだけです。

第1ヤードか第2ヤードに造るのであれば、津波からの避難場所も要らず、近く多くの市民の方の賛同も得ることができるのではないかなと思います。

それならば高額な築山整備、4億5,000万円なんて必要ないと思いますけど、場所の移動というのは考えられていないんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） ちょっとお答えする前に、私は、西川議員が私の考え方に全てを反対するなんて思っていません。それで、そういうことも言ったこともございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

それでは、御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、このおわせSEAモデル構想、もう御存じのように、S、E、Aと、この相互の連携によって、集客交流人口、もう口うるさく言っておりますけど、集客交流人口の拡大と産業の振興による雇用の創出、これを図るということを目的

にしながら、このS E Aモデル協議会において、事業のエリアと内容の調整を図りながら、決定しているわけでございます。

今回のスポーツ振興ゾーンとしましては、国市浜の公園、国市浜公園整備について、広域ごみ処理施設整備に伴う代替球場整備と、その整備に伴う避難場所の整備を基本としながら、ランドデザイン策定に際して実施いたしましたこの市民アンケートや、議会での御意見も踏まえながら、サッカーなども可能な多目的スポーツ芝生広場を併設するものであります。

事業推進に当たっては、国の社会資本整備総合交付金などの活用を図りながら、市の単独負担分の削減を図ることは必要不可欠であると考えており、そのためには安全性の確保を図り、個別分散するのではなく、費用便益性が成り立つ大規模公園として、一体的に整備することが好ましいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 幾ら私が懸念を述べても、議会制民主主義の多数決で決まってしまうのですから、そのときは仕方がないという話ではありません。

ほかの議員さんたちもいま一度考えていただきたい。

いずれの計画も、5年後ぐらいから借金の返済が始まり、尾鷲はさらに苦しい時代に入っていきます。

市長は計画を出すだけではなく、また、提案だけの今期で終わるのではなく、次の3期目も選挙に頑張り、計画の完成、借金の返済に頑張ってください。

そのときは私も微力ながらしっかりと応援させていただきますので、健康第一に次も頑張ってください。それが責任というものだと思いますが。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃるとおりです。

私の今期の政策として、いかにして財政健全化を図るか、これも大きな私の政策の柱の一つでございます。

でも、財政健全化と同時に、やはり尾鷲市を、尾鷲をもっともっと活気のある町にしていかなきゃならない。

そういうためにS E Aモデル構想ということはその一つの大きな手段として大きく捉えており、これもやっぱり成長させていかなきゃならない、ほかにもいろんな話はあるかと思えます。

今期の、この3年何か月、一生懸命その辺のところを考え、実行していきたい

と思っておりますので、ぜひ議員の御協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） じゃ、次回もしっかり、市長、頑張ってください。

次は、最後に市長一押しのランドマーク、釣り栈橋構想、ラストですので皆さんとかぶってしまいますが、昨日の夕刊で、断念を表明していたんですけど、急遽、原稿をすり変えさせていただきましたが、私が思うのは、幾ら中部電力さんといっても、一民間企業ですよ。この一民間企業の中部電力さんに、僕としては、厚かましくねだり過ぎているように思うんですよ。

市長は都市計画、整備の計画も考えた上で、中電さんと話されておるみたいですが、私、尾鷲人から見て、さんざん中電さん、尾鷲に協力してくれていましたよね。漁業補償金なり、交対協なり。そういうのも含めた上で、じゃ、おまえらもうかったんだから、金置いていけよみたいな、厚かましいことはもうやめませんか。尾鷲人として、ちょっとみっともないと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、先ほどの議員の御意見に対して、私自身は、中部電力から、どこから、中部電力からおねだりしているという、そういうつもりはございません。

これはいろんなやっぱり基本協定をベースにしながら、いかにしてこれを成し遂げられるか、これを具体的に。そのための、今後、要するに、中部電力と尾鷲市とが共存共栄の下でやる中で、具体的な手法を考える中の、私は交渉条件の一つであると思っております。だから、決しておねだりなんかしておりません。

ですから、さっき、村田議員の御質問に対してもお答えしましたけれども、何といってもやっぱり、この尾鷲市において釣り文化という、これは非常に重要な集客要素であると思っております。

そういった中での揚油栈橋の釣り栈橋化というような話ですので、やはり、これがそういう本社の所有権の譲渡ということを前提に、彼らは、あんたのところ、尾鷲市で一応所有権を持ってくれということ。持つ以上はやっぱりきちんとした条件が必要であろうということで交渉していて、今それが難航しているという話でございます。ですから、そういうあれは全然ございませんので。

ただ、やはり何といっても事業を行うためには、やはり尾鷲市の財力では、思うようなことはできないと思っております。

それだから、協力を求めながら、お互いに、この尾鷲市、この地域の活性化のためにお互いに協力するという、この共存共栄の基本精神の下で、我々は中部電力にいろんな協力をお願いしているという話でございますので、決してそういう、過去、どういうふうな形であったか、私は詳しくは存じておりませんが、私は私の対処法、あるいはその交渉の中で、きちんとした正論を歩みながらやっていきたいと、このように思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） じゃ、もう市長、とどめ刺しますわ。

建設課長なら分かるでしょうが、コンクリートの寿命というのは約40年なんですよ、ほぼ。それから急速に劣化が始まります。

特に海水がかぶっておるところでは鉄筋がもうさびて、多分、一番先っぽの栈橋なんか使えないでしょう、多分。もう、それ無視してやるのであれば、莫大な金額が必要となるもので、多分そのときに尾鷲が抜けと言うても、多分技術的にも財政的にも絶対無理です。抜けません。

だから、もう釣り栈橋構想やめましょう。抜いても撤去してもらいましょう。ほんで、時間ちょっと早いですけど、これで一般質問を終わらせてもらいます。返答は要りませんので。頭に置いておいてください、市長。

ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、明日9日木曜日には午前10時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時16分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長      三   鬼   和   昭

署 名 議 員      内   山   左 和 子

署 名 議 員      中   村   レ   イ